

一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会選挙管理規程

この選挙管理規程は、一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会定款（以下「定款」という。）第24条に定める理事選任に関する手続きについて規程する。

（次期理事選任社員総会開催通知発出及び選挙管理委員会の設置）

第1条 理事長は、理事選任を行う社員総会の開催期日を、概ね6ヵ月前までに全正会員に通知する。

第2条 理事長は、理事選任にあたって選挙管理委員会を設置する。

- 2 理事長は、正会員の中から理事会の推薦を受けた4名以内の選挙管理委員を委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 理事選任の告示等の手続は、選挙管理委員会が定める。
- 5 選挙管理委員長及び委員は本会理事を兼ねることはできない。
- 6 選挙管理委員長及び委員の任期は次の改選の選挙管理委員会の設置までの間とする。
- 7 再任を妨げない。
- 8 選挙管理委員会に欠員が生じた場合には、理事長は正会員の中から理事会の推薦を受けた選挙管理委員を委嘱する。この場合の新委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（選挙管理委員会の構成）

第3条 選挙管理委員会は選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

（選挙管理委員会の業務）

第4条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）選挙の告示。
- （2）立候補者の受付。
- （3）候補者の告示。
- （4）投票及び開票の管理。
- （5）当選者の確認及び発表。
- （6）その他選挙管理に必要な事項。

（次期理事立候補者の立候補の受付）

第5条 選挙管理委員会は選挙告示に先立って、理事立候補者を求めることができる。

- 2 理事立候補者の資格は、告示日において当該年度の会費を納入している当法人定款第5条第1号に定める正会員とする。
- 3 理事立候補者の推薦にあたっては、正会員3名以上の推薦を必要とする。
- 4 理事立候補者の推薦等の基準を満たした立候補者について、選挙管理委員会はこれを一覧表にして告示する。

- 5 選挙管理委員会は、理事立候補者が理事定数の半数に満たない場合は、正会員の中から理事定数の半数を満たすよう改選前の理事会に推薦を求める。

(推薦者)

- 第6条 推薦者の資格は、告示日において当該年度の会費を納入している当法人定款第5条第1号に定める正会員とする。
- 2 推薦者は、立候補者推薦届出書(様式2)に推薦理由を明記する。
 - 3 推薦者が推薦できる立候補者は1名とする。
 - 4 推薦者は、理事立候補することができない。
 - 5 前項について第5条5項に該当する場合はこの限りではない。

(立候補の届出)

- 第7条 理事立候補者は、届け出の際には、告示された受付期間内に、下記の所定の書類を添付して、選挙管理委員会宛提出しなければならない。
- (1) 立候補届出書(様式1)
 - (2) 立候補者推薦届出書(様式2)(3名以上)
 - (3) 略歴・立候補理由(様式3)
- 2 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日までの消印があるものを有効とする。

(立候補者届出受理証の発行)

- 第8条 選挙管理委員会は、第7条の立候補者からの届出を受理したときは、別に定める届出受理証を発行し、遅滞なく立候補者に交付する。

(立候補者に関する通知)

- 第9条 選挙管理委員会は、立候補者一覧、立候補者略歴、立候補理由及び立候補者推薦届出書等を掲載した選挙案内を公開しなければならない。

(立候補の辞退)

- 第10条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式(様式4)により投票実施前別に定める期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

(理事立候補者の選出と選任)

- 第11条 選挙は、理事立候補者が理事定数を超過している場合には、投票を行う。
- 2 理事立候補者が定数以下である場合は、総会の出席者の過半数をもって承認する。
 - 3 選挙管理委員会はその選出の方法について予め決定し、理事会の承認を得る。

(選挙管理規則)

- 第12条 理事選任に関する事項については、別に定める選挙管理規則による。

附 則

この規程は平成30年5月24日から施行する。

この規程は令和4年10月22日から施行する。